

「認定の基準」についての分野別指針  
— 消防設備：消火設備、警報設備及び防火水槽等 —

JAB PD368:2019

第2版：2019年3月22日

第1版：2018年1月30日

公益財団法人日本適合性認定協会

## 目次

0. 序文.....	3
1. 適用範囲.....	3
2. 引用文書.....	5
3. 用語と定義.....	6
4. 一般要求事項.....	6
5. 組織運営機構に関する要求事項.....	6
6 資源に関する要求事項.....	6
6.1 認証機関の要員.....	6
6.1.1 一般.....	6
6.1.2 認証プロセスに関与する要員の力量のマネジメント.....	6
6.1.3 要員との契約.....	7
6.2 評価のための資源.....	7
7 プロセス要求事項.....	7
7.1 一般.....	7
7.2 申請.....	7
7.3 申請のレビュー.....	7
7.4 評価.....	7
7.5 評価結果のレビュー.....	8
7.6 認証の決定.....	8
7.7 認証文書.....	8
7.8 認証された製品の登録簿.....	8
7.9 サーベイランス.....	8
7.10 認証に影響を与える変更.....	8
7.11 認証の終了, 範囲の縮小, 一時停止又は取消し.....	8
7.12 記録.....	8
7.13 苦情及び異議申立て.....	8
8 マネジメントシステム要求事項.....	8
付表 1 認定範囲分類、認証区分及び認証基準.....	9
付表 2 認定範囲、認証区分及び ICS コード.....	10

「認定の基準」についての分野別指針  
－消防設備：消火設備、警報設備及び防火水槽等－

## 0. 序文

本文書は、消防設備を認証する、JIS Q 17065:2012(ISO/IEC 17065IDT、以下「JIS Q 17065」という)で認定される製品認証機関（以下、「認証機関」という）に適用する指針である。

備考 末尾の【 】内に、関連する文書とその項番号を示す。

## 1. 適用範囲

1.1 本指針は、消防設備の内、1.2 項に規定される製品を認証する認証機関に適用する。

### 1.2 認証対象製品

#### 1.2.1 消火設備

##### 1.2.1.1 不活性ガス消火設備等

a) 容器弁、安全装置及び破壊板

昭和 51 年消防庁告示第 9 号による。

b) 放出弁

平成 7 年消防庁告示第 1 号による。

c) 選択弁

平成 7 年消防庁告示第 2 号による。

d) 噴射ヘッド

平成 7 年消防庁告示第 7 号による。

e) 制御盤

平成 13 年消防庁告示第 38 号による。

f) 音響警報装置

平成 7 年消防庁告示第 3 号による。

g) 移動式の不活ガス消火設備等のホース、ノズル、ノズル開閉弁及びホースリール

昭和 51 年消防庁告示第 2 号による。

##### 1.2.1.2 粉末消火設備の定圧作動装置

平成 7 年消防庁告示第 4 号による。

##### 1.2.1.3 加圧送水装置

a) ポンプ方式の加圧送水装置(電動機駆動)

平成 9 年消防庁告示第 8 号による。

b) 加圧送水装置の制御盤

平成 9 年消防庁告示第 8 号による。

##### 1.2.1.4 開放型散水ヘッド

昭和 48 年消防庁告示第 7 号による。

1.2.1.5 合成樹脂製の管及び管継手

平成 13 年消防庁告示第 19 号による。

1.2.1.6 屋内消火栓設備の屋内消火栓等

平成 25 年消防庁告示第 2 号による。

1.2.1.7 パッケージ型消火設備

平成 16 年消防庁告示第 12 号による。

1.2.2 警報設備

1.2.2.1 火災通報装置

平成 8 年消防庁告示第 1 号による。

1.2.2.2 緊急通報装置

平成 3 年消防予第 41 号・消防救第 25 号による。

1.2.3 防火水槽等

1.2.3.1 二次製品等防火水槽

平成 10 年消防消第 84 号別表第 2 及び平成 14 年消防消第 69 号別表第 3 第 1 による。

1.2.3.2 FRP 製二次製品防火水槽

平成 10 年消防消第 84 号別表第 2 及び平成 14 年消防消第 69 号別表第 3 第 1 による。

1.2.3.3 二次製品等耐震性貯水槽

平成 14 年消防消第 69 号別表第 3 第 1 による。

1.2.3.4 二次製品飲料水兼用耐震性貯水槽

平成 14 年消防消第 69 号別表第 3 第 1 による。

1.2.3.5 二次製品耐震性貯水槽地上設置型

平成 14 年消防消第 69 号別表第 3 第 1 による。

1.2.3.6 FRP 製二次製品耐震性貯水槽

平成 14 年消防消第 69 号別表第 3 第 1 による。

1.2.3.7 二次製品飲料水兼用耐震性貯水槽地上設置型

平成 14 年消防消第 69 号別表第 3 第 1 による。

1.3 認証基準

付表 1 による。

#### 1.4 製品認証スキームのタイプ

5とする。なお、PD200 付表 2 VI a)項にある市場からのサンプリング又は検査は実施しない。【PD200 付表 2】

## 2. 引用文書

この項に掲げる文書のうちで、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改定版(追補を含む)は適用しない。西暦年の付記のない文書は、その最新版(追補を含む)を適用する。本協会の文書の最新版は、本協会ウェブサイト ([www.jab.or.jp](http://www.jab.or.jp)) で閲覧及びダウンロード可能である。

### 2.1 引用文書

- a) JIS Q 17065 (ISO/IEC 17065 IDT) 適合性評価－製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する要求事項 (以下、JIS Q 17065 という)
- b) 消防法 (昭和 23 年法律第 186 号)
- c) 消防法施行令 (昭和 36 年政令第 37 号)
- d) 消防法施行規則 (昭和 36 年自治省令第 6 号)
- e) 不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準(昭和 51 年消防庁告示第 9 号) (以下、昭和 51 年消防庁告示第 9 号という)
- f) 不活性ガス消火設備等の放出弁の基準(平成 7 年消防庁告示第 1 号) (以下、平成 7 年消防庁告示第 1 号という)
- g) 不活性ガス消火設備等の選択弁の基準(平成 7 年消防庁告示第 2 号) (以下、平成 7 年消防庁告示第 2 号という)
- h) 不活性ガス消火設備等の噴射ヘッドの基準(平成 7 年消防庁告示第 7 号) (以下、平成 7 年消防庁告示第 7 号という)
- i) 不活性ガス消火設備等の制御盤の基準(平成 13 年消防庁告示第 38 号) (以下、平成 13 年消防庁告示第 38 号という)
- j) 不活性ガス消火設備等の音響警報装置の基準(平成 7 年消防庁告示第 3 号)(以下、平成 7 年消防庁告示第 3 号という)
- k) 移動式の不活性ガス消火設備等のホース、ノズル、ノズル開閉弁及びホースリールの基準(昭和 51 年消防庁告示第 2 号) (以下、昭和 51 年消防庁告示第 2 号という)
- l) 粉末消火設備の定圧作動装置の基準(平成 7 年消防庁告示第 4 号) (以下、平成 7 年消防庁告示第 4 号という)
- m) 加圧送水装置の基準(平成 9 年消防庁告示第 8 号) (以下、平成 9 年消防庁告示第 8 号という)
- n) 開放型散水ヘッドの基準(昭和 48 年消防庁告示第 7 号) (以下、昭和 48 年消防庁告示第 7 号という)
- o) 合成樹脂製の管及び管継手の基準(平成 13 年消防庁告示第 19 号) (以下、平成 13 年消防庁告示第 19 号という)
- p) 屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準(平成 25 年消防庁告示第 2 号) (以下、平成

- 25 年消防庁告示第 2 号という)
- q) パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件(平成 16 年消防庁告示第 12 号) (以下、平成 16 年消防庁告示第 12 号という)
  - r) 火災通報装置の基準(平成 8 年消防庁告示第 1 号) (以下、平成 8 年消防庁告示第 1 号という)
  - s) 緊急通報装置の基準(平成 3 年消防予第 41 号・消防救第 25 号) (以下、平成 3 年消防予第 41 号・消防救第 25 号という)
  - t) 市町村消防施設整備費補助金交付要綱(平成 10 年消防消第 84 号)(備考 2 参照)(以下、平成 10 年消防消第 84 号という)
  - u) 消防防災施設整備費補助金交付要綱(平成 14 年消防消第 69 号) (以下、平成 14 年消防消第 69 号という)
  - v) JIS Q 9001(ISO 9001 IDT) 品質マネジメントシステム—要求事項 (以下、JIS Q 9001 という)
  - w) JIS Q 19011(ISO 19011 IDT) マネジメントシステム監査のための指針 (以下、JIS Q 19011 という)
  - x) JAB PD200 製品認証機関の認定の手順 (以下、PD200 という)
  - y) International Classification for Standards(ICS) (以下、ICS コードという)

備考 1 ICS コードは ISO から発行されており、ISO ウェブサイト([www.iso.org](http://www.iso.org))で閲覧及びダウンロード可能である。

備考 2 平成 10 年消防消第 84 号は平成 14 年 4 月 1 日をもって廃止。

### 3. 用語と定義

消防法、消防法施行令、消防法施行規則及び関連告示・通達による。

### 4. 一般要求事項

JIS Q 17065 4 項による。

### 5. 組織運営機構に関する要求事項

JIS Q 17065 5 項による。

### 6 資源に関する要求事項

#### 6.1 認証機関の要員

##### 6.1.1 一般

JIS Q 17065 6.1.1 項による。

##### 6.1.2 認証プロセスに関与する要員の力量のマネジメント

JIS Q 17065 6.1.2 項による他、次による。

認証機関は、評価要員が消防設備について、次の各事項に関する経験及び知識を保有するようにすることが望ましい。

- ・消防設備の認証スキームのタイプ及びその結果（消防設備）の使命についての自覚

- ・ 関連規格及び法規の要求に関する事項
- ・ 1.2項に規定される各消防設備に関する事項
- ・ その他認証に関連する業務を遂行する上で必要と認められる事項

認証機関は、消防設備の品質システムを評価する評価要員がJIS Q 9001に関する知識及びJIS Q 19011に基づく監査の技能を保有するようにすることが望ましい。

評価結果のレビューアーは、評価活動の結果の適切性、十分さ及び有効性の検証を行うために、評価の項目、合否基準、評価の方法に関する知識を有していることが望ましい。認証の決定者は、レビュー結果の妥当性を判断し、認証の決定を行うために、認証基準、認証スキーム、適合性評価制度に関する知識を有していることが望ましい。なお、評価結果のレビューアーと認証の決定者は兼ねることができる。

### 6.1.3 要員との契約

JIS Q 17065 6.1.3 項による。

## 6.2 評価のための資源

JIS Q 17065 6.2 項による。

## 7 プロセス要求事項

### 7.1 一般

JIS Q 17065 7.1 項による。

### 7.2 申請

JIS Q 17065 7.2 項による。

### 7.3 申請のレビュー

JIS Q 17065 7.3 項による。

### 7.4 評価

JIS Q 17065 7.4 項による他、次による。

認証機関は、2 項に掲げられている引用文書及び関連法規等の最新版を常備していることが望ましい。

認証機関は、消防設備を評価するに当たって、適切な確立された試験方法を選定する手順を持つことが望ましい。認証機関が開発した方法を選定する場合は、評価のための試験が必要にして十分な精度を以て実施できるように、認証基準に関連する測定項目に関する測定方法（使用する設備の仕様を含む）の妥当性を確認する手順、並びに当該手順により妥当性確認を実施した記録を持つことが望ましい。なお、製品評価活動は構造評価、材料評価、性能評価に大別される。

#### 7.5 評価結果のレビュー

JIS Q 17065 7.5 項による。

#### 7.6 認証の決定

JIS Q 17065 7.6 項による他、次による。

認証有効期間は、適正な範囲で決定することが望ましい。

#### 7.7 認証文書

JIS Q 17065 7.7 項による他、認証された製品の ICS コードは付表 2 による。認証機関は認証区分を適切な ICS コードと関係づけることが望ましい。

#### 7.8 認証された製品の登録簿

JIS Q 17065 7.8 項による。

#### 7.9 サーベイランス

JIS Q 17065 7.9 項による他、次による。

サーベイランスの間隔は、合理的な範囲内とすることが望ましい。

#### 7.10 認証に影響を与える変更

JIS Q 17065 7.10 項による。

#### 7.11 認証の終了，範囲の縮小，一時停止又は取消し

JIS Q 17065 7.11 項による。

#### 7.12 記録

JIS Q 17065 7.12 項による。

#### 7.13 苦情及び異議申立て

JIS Q 17065 7.13 項による。

### 8 マネジメントシステム要求事項

JIS Q 17065 8 項による。

附則 第2版は発行と同時に適用する。

付表 1 認定範囲分類、認証区分及び認証基準

認定範囲 分類	認証区分		認証基準
消火設備	不 活 性 ガ ス 消 火 設 備 等	容器弁、安全装置及び破壊板	昭和 51 年消防庁告示第 9 号
		放出弁	平成 7 年消防庁告示第 1 号
		選択弁	平成 7 年消防庁告示第 2 号
		噴射ヘッド	平成 7 年消防庁告示第 7 号
		制御盤	平成 13 年消防庁告示第 38 号
		音響警報装置	平成 7 年消防庁告示第 3 号
		移動式の不活ガス消火設備等のホース、ノズル、ノズル開閉弁及びホースリール	昭和 51 年消防庁告示第 2 号
	粉末消火設備の定圧作動装置		平成 7 年消防庁告示第 4 号
	ポンプ方式の加圧送水装置（電動機駆動）		平成 9 年消防庁告示第 8 号
	加圧送水装置の制御盤		
	開放型散水ヘッド		昭和 48 年消防庁告示第 7 号
	合成樹脂製の管及び管継手		平成 13 年消防庁告示第 19 号
屋内消火栓設備の屋内消火栓等		平成 25 年消防庁告示第 2 号	
パッケージ型消火設備		平成 16 年消防庁告示第 12 号	
警報設備	火災通報装置		平成 8 年消防庁告示第 1 号
	緊急通報装置		平成 3 年消防予第 41 号・消防救第 25 号
防火水槽等	二次製品等防火水槽		平成 10 年消防消第 84 号、平成 14 年消防消第 69 号
	F R P 製二次製品防火水槽		
	二次製品等耐震性貯水槽		平成 14 年消防消第 69 号
	二次製品飲料水兼用耐震性貯水槽		
	二次製品耐震性貯水槽地上設置型		
	F R P 製二次製品耐震性貯水槽		
二次製品飲料水兼用耐震性貯水槽地上設置型			

付表 2 認定範囲、認証区分及び ICS コード

認定範囲 分類	認証区分		ICS コード
消火設備	不 活 性 ガ ス 消 火 設 備 等	容器弁、安全装置及び破壊板	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 13.220.10 消 防 活 動 (Fire-fighting)</li> </ul>
		放出弁	
		選択弁	
		噴射ヘッド	
		制御盤	
		音響警報装置	
		移動式の不活ガス消火設備等のホース、ノズル、ノズル開閉弁及びホースリール	
	粉末消火設備の定圧作動装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 13.220.20 防 火 (Fire protection)</li> <li>• 23.040.45 プラスチック継手 (Plastics fittings)</li> <li>• 13.220.10 消 防 活 動 (Fire-fighting)</li> <li>• 13.220.10 消 防 活 動 (Fire-fighting)</li> </ul>	
ポンプ方式の加圧送水装置（電動機駆動）			
加圧送水装置の制御盤			
開放型散水ヘッド			
合成樹脂製の管及び管継手			
屋内消火栓設備の屋内消火栓等			
パッケージ型消火設備			
警報設備	火災通報装置		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 13.220.20 防 火 (Fire protection)</li> </ul>
	緊急通報装置		
防火水槽等	二次製品等防火水槽	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 13.220.10 消 防 活 動 (Fire-fighting)</li> </ul>	
	FRP製二次製品防火水槽		
	二次製品等耐震性貯水槽		
	二次製品飲料水兼用耐震性貯水槽		
	二次製品耐震性貯水槽地上設置型		
	FRP製二次製品耐震性貯水槽		
	二次製品飲料水兼用耐震性貯水槽地上設置型		



公益財団法人日本適合性認定協会

〒141-0022 東京都品川区東五反田 1 丁目 22-1

日本生命五反田イーストビル 3F

Tel.03-3442-1214 Fax.03-5475-2780

本協会に無断で記載内容を引用、転載及び複製することを固くお断りいたします。